

相続税申告が必要な人

POINT

- ①「相続税の課税価格」が「相続税の基礎控除額」を超える場合には、相続税の申告が必要です。
- ②相続税の申告は、相続開始を知った日の翌日から10ヶ月以内に行います。

1 申告義務者

相続税の課税価格の合計額が相続税の基礎控除額を超える場合には、遺産を取得した各相続人等は相続税の申告をしなければなりません。なお、申告の要否に使用する相続税の課税価格は、「小規模宅地等の相続税の課税価格の計算特例」を適用する前の価格です。

相続税の課税価格： [P.246](#)、相続税の基礎控除額： [P.246](#)

小規模宅地等の相続税の課税価格の計算特例： [P.325](#)

2 申告をしなければ適用が受けられない特例

次の特例の適用を受けるためには申告が必要です。

- ・配偶者の税額軽減制度： [P.258](#)
- ・小規模宅地等の相続税の課税価格の計算特例： [P.325](#)

なお、上記の特例を受けた結果、納付する相続税がゼロになったとしても、申告書を提出する必要があります。

3 申告期限

申告義務のある各相続人等は、その相続の開始があったことを知った日（通常、被相続人が亡くなった日）の翌日から10ヶ月以内に、被相続人の死亡時の住所地を所轄する税務署長に申告書を提出しなければなりません。

コラム column

相続税申告に必要な資料と入手先

相続税申告書の作成に当たっては、下記のような様々な資料を準備する必要があります。それぞれの資料については、写しを保管しておきましょう。

主な必要書類		入手先
相続関係人の確認書面		
被相続人	・戸籍謄本（生まれてから亡くなるまでの分）	区・市役所等
相続人	・全員の戸籍謄本（または法定相続情報一覧図の写し） ・相続人関係図 ・印鑑証明書	区・市役所等または法務局 — 区・市役所等
その他	・遺言書または遺産分割協議書	—
相続財産関係		
土地	・住宅地図 ・路線価図・評価倍率表 ・公図または実測図等、間口・奥行がわかるもの ・登記事項証明書（登記簿謄本） ・固定資産評価証明書 ・貸地・借地の場合は賃貸借契約書	— 国税庁HP等 法務局 法務局 区・市役所等 —
建物	・登記事項証明書（登記簿謄本） ・固定資産評価証明書 ・賃貸している場合には賃貸借契約書	法務局 区・市役所等 —
有価証券	・上場株式・公社債・投資信託等の残高証明書 ・取引相場のない株式 (イ) 相続開始直前期、直前々期および直前々々期（計3期分）の決算書・申告書 (ロ) 会社所有の土地・建物の固定資産評価証明書	証券代行・証券会社等 関係会社 関係会社
預貯金等	・相続開始日の残高証明書 ・通帳（相続発生直前の出金等を確認）	銀行等
生命保険金等	・生命保険金等の支払通知書 ・被相続人≠被保険者で被相続人が保険料を負担していた契約の資料	保険会社等
退職手当金等	・退職金・弔慰金の支払通知書	勤務先
事業用財産	・事業用財産の一覧表、決算書類	—
その他の財産	・未収給料・未収家賃等の資料 ・貸付金等のその他の財産の資料	— —
債務	・借入金残高証明書 ・未払医療費の領収書 ・未払税金の領収書（固定資産税・所得税・住民税等の納付書）	銀行等 — —
葬式費用	・支払領収書 ・支払日・支払先・支払金額等がわかるメモ	— —
その他	・過去3年間の確定申告書・財産債務調書または財産債務の明細書 ・相続開始前7年（※）以内の贈与財産の資料・贈与税申告書 ・「相続時精算課税」の贈与税申告書 ・前回（10年以内）の相続関係書面	— — — —

※ 2024年1月1日以後の贈与から暦年課税贈与の加算期間は3年から7年に順次延長されます **P.253**。

FAQ

申告期限まで(10ヶ月以内)に遺産分割が成立しない場合の相続税申告

Q

申告期限までに遺産分割が成立しない場合には、どのようにすればよいのですか？

A

- 遺産分割が成立しない場合でも相続税の申告義務があるときは、申告期限までに申告・納税をする必要があります。
- 遺産分割が成立していない段階では、「配偶者の税額軽減制度」や「小規模宅地等の相続税の課税価格の計算特例」を適用することができません。
- 遺産分割が成立した後、その分割に基づき再度申告を行います。

1 未分割での相続税申告

相続税の申告期限までに遺産分割が成立していない場合は、「法定相続人が法定相続分どおりに財産を取得したものとして」相続開始後10ヶ月以内に相続税の申告・納付を行わなければなりません。

2 特例の適用

「配偶者の税額軽減制度」や「小規模宅地等の相続税の課税価格の計算特例」等の適用を受けるためには、その適用を受ける財産について遺産分割が成立している必要があります。申告期限までに遺産分割が成立していない場合、これらの特例の適用を受けずに計算した高めの相続税をいったん納付することになります。

この場合、原則として相続開始後3年10ヶ月以内に遺産分割が成立すれば、特例の適用を受けて税額計算をやり直すことができますが、その期間を過ぎてしまうとこれらの特例は受けられません。

配偶者の税額軽減制度： **P.258**

小規模宅地等の相続税の課税価格の計算特例： **P.325**

3 更正の請求または修正申告

遺産分割が成立した段階で、その分割に基づき、再度相続人ごとの相続税を計算します。税金を納めすぎているときは遺産分割が成立してから4ヶ月以内に更正の請求をすることにより還付を受けられます。逆に、当初に納めた税金が少ないときは修正申告を行い、不足分を追加納税します。

コラム column

統計資料 (2022年分の相続税の申告の状況) でみる相続税

- ①亡くなった人のうち、相続税がかかった方の割合は全国平均9.6%でした。
- ②相続税の申告をした人の相続財産（課税価格）の全国平均は1億3,711万円、それについて支払った相続税額平均は1,855万円で、税負担割合は13.5%でした。
- ③相続財産の種類別金額の構成比率は、全国平均で土地32.3%、家屋5.1%、現金預金等34.9%、有価証券16.3%となっています。相続財産が多額であっても、不動産の占める割合が大きい場合は、納税に苦勞するケースが多くあります。

【国税局別、2022 年相続税申告の状況】

	相続税 課税割合 (%)	相続税課税 価格平均	相続税額 平均	相続財産の種類別金額の構成比 (%)				
				土地	家屋	現金・預貯金等	有価証券	その他
全国	9.6	1億3,711万円	1,855万円	32.3	5.1	34.9	16.3	11.4
札幌国税局	5.1	1億2,176万円	1,501万円	19.9	5.4	46.3	13.9	14.6
仙台国税局	5.0	1億1,851万円	1,229万円	29.0	5.5	39.1	12.4	14.0
関東信越国税局	8.7	1億2,683万円	1,517万円	34.3	5.0	36.0	13.6	11.1
東京国税局	15.0	1億5,786万円	2,553万円	36.1	4.9	31.9	17.0	10.1
金沢国税局	8.6	1億1,540万円	1,148万円	23.2	5.2	40.3	17.3	14.0
名古屋国税局	12.2	1億2,714万円	1,444万円	34.3	5.4	34.2	14.9	11.2
大阪国税局	9.7	1億4,045万円	1,995万円	26.1	4.7	36.3	20.4	12.5
広島国税局	7.8	1億1,128万円	1,147万円	26.5	5.3	41.0	15.2	12.0
高松国税局	7.8	1億1,423万円	1,198万円	23.7	5.3	40.5	17.0	13.5
福岡国税局	6.2	1億2,463万円	1,349万円	30.2	6.1	36.3	14.2	13.2
熊本国税局	4.4	1億1,558万円	1,109万円	26.7	5.9	38.1	15.5	13.8
沖縄国税事務所	7.7	1億7,084万円	2,136万円	64.1	6.2	18.1	5.3	6.2

(出所) 各国税局等から公表された「2022 年分の相続税の申告の状況について」より作成

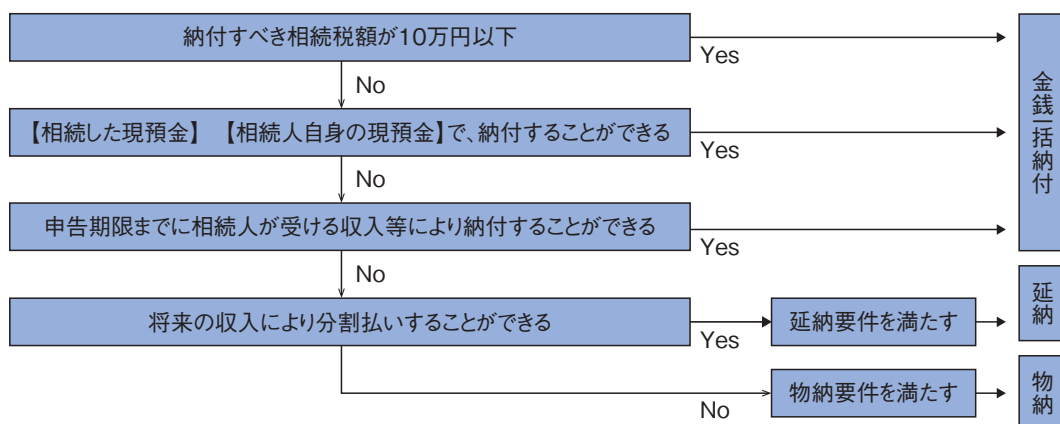
相続税の納付

POINT

- ① 相続税の納付方法は、原則、金銭一括納付です。
- ② 金銭一括納付が困難な金額について、分割払いとする延納制度が設けられています。
- ③ 延納によっても金銭納付が困難な金額について、物納制度が設けられています。

1 相続税の納付

相続税は、金銭一括納付が原則です。相続税の納付は、申告期限と同様に、相続開始を知った日の翌日から10ヶ月以内に行わなければなりません。なお、相続税の納付期限までに金銭一括納付が困難である場合に、一定の要件を満たすと「延納」や「物納」が認められます。



2 延納

① 要件

相続税を分割払いにする延納は、金銭一括納付が困難な金額を限度として認められます。延納の要件は、次のとおりです。

- ・ 相続した現預金および相続人の保有する現預金や換金容易な財産で一括納付することが困難である（生活費3ヶ月分については、納税に充てずに手許に残しておくことができる）。
- ・ 納付する相続税額が10万円を超える。
- ・ 担保を提供する（延納税額が100万円以下で、かつ、延納期間が3年以下の場合を除く）。
- ・ 相続税の納期限までに延納申請書に担保提供関係書類を添付して税務署長に提出する。

②延納期間および利子税

延納期間は、課税相続財産の価額のうちに不動産等の価額が占める割合により、最長5～20年と定められています。年1回の元金均等払いで分納し、延納税額について利子税がかかります。例えば、不動産等の価額が占める割合が50%未満の場合は、最長5年・年利0.7%(2024年の場合)です。また、繰上げ返済も可能です。

なお、延納許可を受けた相続税額につき、延納を継続することが困難となった場合には、申告期限から10年以内に限り、分納期限未到来の税額について延納から物納に変更することができます。

3 物納

①要件

相続財産そのもので納める物納は、延納によっても金銭納付が困難である場合に、金銭納付が困難な金額を限度として認められます。物納の要件は次のとおりです。

- ・延納によっても金銭納付が困難である。
- ・相続税の納期限までに物納申請書に物納手続関係書類を添付して税務署長に提出する。
- ・物納する財産が「物納適格財産」である。

②物納に充てられる財産

物納に充てられる財産は、相続により取得した国内財産に限られています。また、物納に充てる順番は次のとおり①→⑤と定められています。

順位	物納財産の種類	
第1順位	①	不動産、船舶、国債証券、地方債証券、上場株式等(※)
	②	不動産及び上場株式のうち物納劣後財産に該当するもの
第2順位	③	金融商品取引所に上場されていない社債券、株券、証券投資信託の受益証券(第1順位のものを除く)、貸付信託の受益証券
	④	金融商品取引所に上場されていない株券のうち物納劣後財産に該当するもの
第3順位	⑤	動産

※上記表中の上場株式等とは次に掲げる有価証券をいいます。

- (イ) 金融商品取引所に上場されている社債券、株券、証券投資信託の受益証券、貸付信託の受益証券、新株予約権証券、投資信託の受益証券(証券投資信託を除きます)、投資証券、特定目的信託の受益証券、受益証券発行信託の受益証券
- (ロ) 金融商品取引所に上場されていない投資法人の投資証券(※)、証券投資信託の受益証券(※)
- (※)規約または約款に投資主または受益者の請求により払戻しまたは解約の請求を行うことができる日が1月につき1日以上である旨が定められているものに限る。